

議案第60号

墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
墨田区たちばな 高齢者在宅サ ービスセンター	東京都墨田区太平三丁目17番8 号 社会福祉法人賛育会 理事長 小堀 洋志	平成28年4月1日から 平成33年3月31日ま で

（提案理由）

墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。